

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市（以下「甲」という。）と北栄町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

別表 生活機能の強化の部福祉の款の前に次のように加える。

医療	救急医療体制の充実	圏域における初期救急医療体制及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会等と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。	(1) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。 (2) 救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。 (3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。	(1) 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。 (2) 救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。 (3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
----	-----------	--	--	--

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年7月7日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市

倉吉市長

石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町

北栄町長

松本 昭夫

